

「パートナーシップ構築宣言」

日本ヒューム株式会社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

（1）価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申し入れがあればこれに応じます。労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう協議します。取引対価の決定を含め契約に当たって親事業者は、契約条件を書面によって明示あるいは交付します。

（2）支払条件

下請代金は原則として現金で支払います。手形で支払う場合は、割引料等を下請事業者の負担とはしません。また、支払サイトを60日以内とします。

（3）知的財産 ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウ開示や知的財産権無償譲渡などは求めません。

（4）働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時には、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時にはできる限り取引関係の継続に配慮します。

以上

2024年11月11日

日本ヒューム株式会社 代表取締役社長
増淵 智之